「塩需給見通し報告」についてよくある質問

Q&A（塩特定販売業者）

事業者様からいただいた質問について Q&A 形式にまとめましたので、報告書作成の際参考にしてください。

【全般】

Q.「需給見通し報告」調査とは、どのような目的で行われるのか。

A. 塩事業法は、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることに鑑み、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図ることを目的としています。同法に基づく塩需給見通し報告は、事業者に対して事業活動の目安を示すことなどにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図る目的があります。なお、報告結果は財務省ホームページにおいて公表されます。

Q. 春頃に報告したものと何が違うのか。

A. 今年の春を期限として令和７年度中の輸入、販売等実績に基づいた「確定値」の報告をお願いしました。今回は事業者様の予測に基づく令和９年度（令和９年４月～令和 10 年３月）の「見込み」数量の報告をお願いしています。

Q. 塩特定販売業に最近登録したばかりですが、報告の必要はありますか。

A. 報告が必要です。ただし、本年（2026 年）４月に登録された方は前年度以前の数値（「７年度末在庫数値」及び「７年度実績」）については、記載不要です。

Q. 登録番号がわからない。

A. 今回郵送で使用した封筒の宛名に登録番号が記載されております。また、登録完了後お渡しした登録済通知書の中ほどにある「東京税関長第○○○号」の番号になりますのでそちらを記載してください。（登録済通知書右上にある「東関第□□□号」ではありませんのでご注意ください。）

Q.「塩卸売業者」とはどういう業者か。

A.「塩卸売業者」は塩事業法第 2 条に規定されています。皆様から買い受けた塩を使用することなく、そのままの状態で他の事業者や消費者に販売する業者です。

Q. 塩の事業は廃止したが、どうすればよいか。

A. 廃止届を提出する必要があるため、税関までお問い合わせください。

Q. 登録内容に変更があったが、どうすればよいか。

A. 変更届を提出する必要があるため、税関までお問い合わせください。

【様式の記載方法】

Q. 見込（実績）が全くないわけではないが在庫、輸入、販売した塩がそれぞれ全て 50 キログラムに満たない場合「見込（実績）なし」（空欄での報告）の扱いになるのか。

A. **50 キログラムに満たない実績がある場合には 0.0 と記載のうえ報告をお願いいたします。**

※見込（実績）がない項目は空欄で問題ございません。

Q. **他社（商社等）が輸入した塩を国内で購入**しており、**自社で輸入した塩はありません**。国内で購入した塩のみを使用している場合、**報告は「実績なし」になるか。**

A. **ご理解の通りです。**

Q. 書類が多数ありますが、すべて提出する必要があるか。

A. 該当する種類の見込み数量等があるものは提出いただく必要があります。例えば別紙様式３及び別紙様式３付表２については関税有税品のみ見込みがある場合には関税無税品、総計については作成不要です。記載要領をご確認の上、作成をお願いいたします。

Q. 報告書はどの順番で作成するのがよいか。

A. 報告書は、別紙様式３付表２→別紙様式３付表３→別紙様式３→別紙様式３付表１→別紙様式３付表４の順に作成するとよいかと存じます。

Q. 塩の在庫も輸入、販売等の見込もありません。どのように報告書を作成すればいいですか？

A. 報告書の作成は不要です。電子メールで報告がない旨連絡をお願いします。

Q. 特定販売業者が特殊用塩を輸入・販売等の見込があった場合、どのように報告すればよいか。

A. 今回の報告では特殊用塩は数量に含めずにご報告をお願いいたします。

（以上）